

## 至誠館大学における不正行為取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、学期末又は学年末に行う定期試験における不正行為を防止し、公平な受験の機会を確保するとともに、公正な成績評価を保持することを目的とする。

(不正行為)

第2条 定期試験において、次の各号のいずれかに該当する行為を行った者は学則第39条の規定により懲戒する。

- (1) 当該試験に利用するために、作成した紙片等を所持し、またはこれを使用した者
- (2) 当該試験に利用するために、あらかじめ、机、筆記用具等へ書き込みをした者
- (3) 持込みの許可を受けない書籍、ノート等を使用した者
- (4) 他の受験生の答案の全部又は一部を書き写した者
- (5) 他の受験生の答案を故意に覗き見した者、または答案を故意に見せた者
- (6) 配付された答案用紙以外の答案用紙を用いた者
- (7) 答案用紙をすり替えた者及びこれをさせた者
- (8) 本人に代わって受験を行った者及びこれを行わせた者
- (9) その他、不正行為とみなされる行為をした者

(試験監督者)

第3条 試験監督者は、前条に該当する行為が行われたと客観的に判断される場合には、直ちにその学生の受験を停止させ、答案紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該不正行為の報告書を学生部長に提出するものとする。

(確認の手続)

第4条 授業科目担当者は、試験監督者及び不正行為に関わったと認められる学生に当該不正行為の事実の確認を求めるものとする。

第5条 授業科目担当者は、採点中に不正行為が行われたと判断される答案を発見したときは、答案紙を添えて、当該不正行為の報告書を学生部長に提出するものとする。

(処分案の作成)

第6条 処分案の作成は、学生委員会が行う。

(処分)

第7条 処分は、学長が行う。

(通告・説諭)

第8条 学部長は、前条により処分を決定された者に対し処分内容を通告し、説諭を行う。

(成績評価処置)

第9条 処分が決定された者の当該試験期間に行われた全試験科目の評価点は0点とする。

(準用)

第10条 定期試験以外の試験についても、この内規を準用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)